交通事故発生に伴う道路施設損傷から復旧完了までの流れについて（宮城県仙台土木事務所）

①交通事故発生

↓

②事故発生に係る通報（第一報）
（原因者→仙台土木事務所）

○連絡項目（事故概要）
事故発生場所（地番），発生日時，住所氏名等，道路施設の損傷状況，事故内容等

↓

（車両保険を使う場合）

（保険会社が業者を選定）

↓

（車両保険未加入者及び保険を使わない場合）

（自身で業者を選定）

（自身で業者を選定しない）
→県道路管理委託業者を紹介（④へ）

↓

③復旧業者の手配及び業者決定の連絡
（保険会社又は原因者→仙台土木事務所）

↓

④損害内容・範囲の決定，復旧方法（工法等）に係る打ち合わせ
及び復旧内容の決定
（事故復旧業者・仙台土木事務所）

○打ち合わせ資料
仙台土木事務所作成「交通事故により損傷した道路施設復旧の留意事項～技術的な観点からみた手続き上のポイント～」を参照すること。
（留意事項）
事故復旧業者は，保険会社等から事故の内容について十分に聴取した上で説明を行うこと。

↓

⑤事故報告書の提出
（復旧業者→仙台土木事務所）

↓

⑥復旧に係る申入書・道路施設損害賠償に関する確認書の送付
（仙台土木事務所→原因者）

↓

⑦復旧内容に係る申入書・確認書を記入の上、返送
（原因者→仙台土木事務所）

⑧復旧工事・作業の実施
（事故復旧業者）

・早期復旧を優先するため，⑥及び⑦と⑧については同時並行して行う場合もある。

↓

⑨復旧完了（竣工）に係る確認資料の提出及び復旧内容の確認
（復旧業者→仙台土木事務所）

○提出資料
仙台土木事務所作成「交通事故により損傷した道路施設復旧の留意事項～技術的な観点からみた手続き上のポイント～」を参照すること。

↓

⑩復旧完了通知及び道路施設損害賠償に関する確認書の送付
（仙台土木事務所→（保険会社→）原因者）